

平成二十六年十二月臨時会

平成 26 年 第 1 回

# 菊陽町議会 12月臨時会会議録

平成 26 年 12 月 29 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

# 第1回菊陽町議会12月臨時会会議録

平成26年12月29日（月）開会

菊 陽 町 議 会

# 1. 議 事 日 程

(平成26年第1回菊陽町議会12月臨時会)

平成26年12月29日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 発議第5号 菊陽町議会基本条例の制定の再議の件について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番	佐々木 理美子 君	2番	中 岡 敏 博 君
3番	野 田 恭 子 君	4番	吉 本 孝 寿 君
5番	吉 山 哲 也 君	6番	渡 邊 裕 之 君
7番	坂 本 秀 則 君	8番	石 原 武 義 君
9番	甲 斐 榮 治 君	10番	岩 下 和 高 君
11番	佐 藤 竜 巳 君	12番	福 島 知 雄 君
13番	川 俣 鐵 也 君	14番	加 藤 眞佐男 君
15番	上 田 茂 政 君	16番	小 林 久美子 君
17番	梅 田 清 明 君	18番	大 塚 昇 君

## 3. 欠席議員

な し

## 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	廣 野 豊 徳 君
書 記	山 野 光 子 君
書 記	増 永 純 一 君

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	井 手 義 隆 君
教 育 長	赤 峰 洋 次 君	教 育 次 長	桐 陽 介 君
総 務 部 長	吉 野 邦 宏 君	福祉生活部長	實 取 初 雄 君
武蔵ヶ丘支所長兼 光の森町民センター 開設準備室長	渡 邊 幸 伸 君	産業建設部長	松 村 孝 雄 君
産業建設部審議員兼 商工振興課長	荒 木 一 雄 君	総 務 課 長	吉 川 義 則 君
総合政策課長	服 部 誠 也 君	財 政 課 長	阪 本 浩 徳 君
税 務 課 長	阪 本 章 三 君	人権教育・啓発課長	高 木 定 伸 君
東部町民センター所長	平 野 葉 子 君	福 祉 課 長	西 本 一 浩 君

子育て支援課長 宮 本 義 雄 君  
介護保険課長 市 原 憲 吾 君  
町民課長 酒 井 章 彦 君  
建設課長 小 野 秀 幸 君  
下水道課長 土 野 公 典 君  
図書館長 山 崎 謙 三 君  
生涯学習課長兼  
中央公民館長 堀 行 徳 君

健康・保険課長 佐 藤 清 孝 君  
環境生活課長 今 村 敬 士 君  
農政課長 志 垣 敏 夫 君  
都市計画課長 大 山 陽 祐 君  
総務課長補佐兼  
総務法制係長 中 島 秀 樹 君  
学務課長 松 本 洋 昭 君  
農業委員会事務局長 紫 藤 広 美 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時37分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成26年第1回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番小林久美子君、17番梅田清明君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 発議第5号 菊陽町議会基本条例の制定の再議の件について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、発議第5号菊陽町議会基本条例の制定の再議の件についてを議題とします。

12月18日に議決した発議第5号菊陽町議会基本条例の制定については、町長から地方自治法第176条第1項の規定によって、再議に付されました。

町長から、再議に付した理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、12月の今年も残すところ3日間となった大変御多用の中に臨時議会をお願いしましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。

また、12月議会において提案しました議案等についても慎重審議いただき、可決決定いただきましてありがとうございました。

ただ、議決された案件のうち議員発議によって議決されたものが2件ありまして、1つが議会基本条例、政務活動費の支給に関する条例。この2件のうち議会基本条例について再議をお願いするものであります。

ほかにも、熟慮、協議が欲しい部分もありますが、直接的には基本条例第9条議決事件の部分を再議に付しているものであります。この第9条の中で、地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事件として、総合計画の中の基本計画及びその下位にある各種計画指針案、議会が別に必要と定める計画、そして予算を伴ったり議会が必要と認める他団体との協定等が議会の議決案件とされているところであります。

まず、総合計画の中の基本計画について申し上げますと、総合計画の中には基本構想というものがあり、これは、町の目指す将来像や、これを達成するための目標や施策の大綱を定めたものであります。この基本構想については、今でも議会の議決をいただいているところであります。そして、この基本構想を具体化するための施策を総合的、体系的に示したものが基本計画であります。この基本計画は具体的な行政執行に直結するものであるから、施策を実行する行政自らが策定するものと考えております。その基本計画の下位にある町の計画指針というものは、もっと具体的な実行計画であります。したがって、これらの計画というものは、国、県の新たな取組や、既存施策の変更等に素早く、適切に対応する必要があります。また、他団体との協定については、他団体との事前交渉を必要とする場合や、協定に至るまでに他団体から求められる信義則というものがあります。

このようなことから、今申し上げました事柄について、今までと同様に町民の意見、国、県の動向に注意を払いつつ、議会への報告や意見聴取を行いながら行政運営を行っていくことが最善の方法であるという考えから、再考をお願いしたいという意味から再議に付したものであります。

地方自治法第16条第2項は、普通地方公共団体の長は、前項の規定により、条例の送付を受けた場合は、その日から20日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りはないと規定してあります。

町長として、この条例公布をせず、年末の押し迫った時期に再議のための臨時会をお願いするのは、議会基本条例のことでありますが町政運営にも重大な影響が出るおそれがありますので、再考を、熟考を執行部との協議との思いからであります。

以上が再議提案の理由であります。もう一点の提案の理由につきましては、副町長の方から後で説明をさせます。

私は、議会を活性化させるという議員各位の意思を否定するものではありません。むしろ、高く評価するものであります。しかし、その議会活性化策の一つとして制定された条例であってもその他の一般の条例であっても、制定の時点において完璧さが要求されるところであります。なぜなら、条例というものは、必ず制定されれば直接の関係者、今回の場合は議会と執行部でありますのは当然のこと、直接の関係者以外にも影響を与えることから、不都合なことが

あつたら変えればよいとか運用については後から考えればよいというようなことはできないものと考えております。

以上のような理由での再議でありますので、議員各位の再考、熟慮をよろしくお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 議席からでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 許可します。

○副町長（井手義隆君） 再議書に書いておりますところの2番目について説明をしたいと思ひます。

その前に、確認ではありませんが、再議ということについての若干の説明をさせていただきますと思ひます。

再議に関する規定は、地方自治法第176条にあります。普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日、条例の制定もしくは改廃または予算に関する議決については、その送付を受けた日から10日以内に理由を付してこれを再議に付することができるというふうにしてあるところであります。この条文は、平成24年に最終の改正が行われていたものであります。その際に出た総務省の通知、地方自治法抜本改正についての考え方の中の長と議会の関係のあり方として次のように書かれております。長と議会は、住民との関係とともに民主的正当性を有する存在であり、託された民意を背景としてそれぞれの立場を主張し合う関係にあることから、互いに異なる立場をとることは想定される場所である。二元代表制においては、このような場合、長と議会が行政運営について正面から向き合つて十分に議論を重ね、なお一致に向けて最善を尽くすということが求められる。長と議会それぞれが住民の負託に応じて、それぞれの役割を適切に果たしていくためには、このような熟議のプロセスを経るということが要請されているというように述べられているところであります。ですから、このたびの再議は、町と議会それぞれが住民の負託に応じて、それぞれの役割を適切に果たしていくために十分に議論を重ね、一致に向けて最善を尽くす、熟議を重ねるということが必要だという観点からの再議のお願いであることをまず御理解をいただきたいというふうに思うところであります。十分に議論を重ねる、一致に向けて最善を尽くす、熟議を重ねるということの必要性ということから、振り返りますと今年の5月16日金曜日に第1回目のこの件に関する協議を行ったところであります。町の執行部からは後藤町長をはじめとして三役、各部長、総務課長ほかが出席し、議会からは大塚議長、甲斐議員、坂本議会活性化委員会委員長、吉山副委員長が出席ということでありました。その協議の最後の付近で坂本委員長が、今後も協議の場というのはできるのだろうかという発言がありました。それに対して私は、時間をつくってちゃんとしますと答えたところですが、結果としては7月と11月にそれぞれ1回の協議の場が持てたというものであります。これは、協議のための時間をつくるということに約束したのにもかかわら

ず、その努力が私に足りなかったということであるかとも思いますが、これはおわびを申し上げますというふうに思うところあります。

それでは、本題に入らせていただきます。

議会基本条例第9条第2号及び同条第3号に係る部分の再議要請の趣旨を説明をいたします。

条例の制定権に関する基本的なことをまず申し上げます。

憲法94条及び地方自治法第14条にその根拠があります。憲法94条は、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる旨を指定しております。地方自治法第14条は、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し条例を制定することができる旨を規定しております。今申し上げましたのは条例の制定権のことではありますが、次にこの条例の提案権について申し上げます。普通地方公共団体の条例は、普通地方公共団体の議会の議決を経て制定されるものであり、地方自治法第96条第1項第1号は、議会の議決事件として条例を設け、または改廃することを掲げています。そして、この条例案の議会への提案権は、普通地方公共団体の長及び議員の双方がこれを有するものであります。

さて、12月18日に可決された菊陽町議会基本条例についてであります。第2号の、議会が別に必要と定めるもの、及び第3号、議会が必要と認めるものはいずれも議会が主語となっておりますが、議会が定めることができるものは、地方自治法により会議規則と傍聴規則に限られています。この会議規則及び傍聴規則は、規則と称しますが、会議規則は、議会が会議の運営に関する事項を定めるものであり、また傍聴規則は、傍聴人の秩序保持等に関する議長の職権を定めるものでありますため、地方自治法第15条1項により、町が制定する規則とは異なることは言うまでもないことであります。

以上のことから、議会が定める規則に議決権を委任することは適正でないと考えるものであります。

さらに、地方自治法96条第2項は、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきことを定めることができると規定しており、議決事項を条例以外に包括的に委任することは許されないと解されることから、このことに関しても適正ではないと考えるものであります。

また、第3号に規定する他団体と結ぶ協定等のうち予算を伴うものが議決事項とされておりますが、協定等が何であるか不明確であり特定できないため、重大な疑義を生ずるおそれや誤解が生じるおそれがあります。

以上が再議に当たっての趣旨説明であります。今回の再議の願いは、繰り返しになりますが、冒頭申し上げましたように、首長と議会それぞれが住民の負託に応じてそれぞれの役割を適切に果たしていくために、十分に議論を重ね、一致に向けて最善を尽くす、熟議を重ねることからの再議の要請であると、再議の願いであることを御理解いただいて、よろしく



御審議をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 町長から再議にかけられた件について質疑をいたします。

なお、先ほど議員連絡会で質問をしたことと多少重なるかもしれませんが、本日は傍聴者もいらっしゃっておりますことですので、物事をなるたけ具体的に理解していただきたいという意味で質疑をいたします。

3点ございます。

まず、再議の理由でございますが、菊陽町の一番大事な計画あるいは構想、これは副町長もこの前の6回の説明会でもずっと言ってらっしゃいましたが、最高の計画であると、町として最高の構想であると。ですから、これについて議会が議決事項として上げていることについては、最初は執行部の方にも異論があったみたいですが、すり合わせの結果、それはよかろうというふうなとこに落ちついておりますが、その後の件について申し上げますが、今の基本構想、基本計画に基づいた種々の計画、これはどんなものかと申し上げますと、菊陽町で現存する計画といいますと、基本構想、基本計画を除いて、菊陽町健康増進計画、菊陽町地域福祉計画、菊陽町障害者計画、菊陽町次世代育成支援行動計画、菊陽町都市緑化推進計画、菊陽町国土利用計画、菊陽町都市計画マスタープラン、菊陽町住宅マスタープラン、公営住宅建替事業に関する計画、菊陽町国民保護計画、菊陽町男女共同参画計画、第3次菊陽町行財政改革大綱等であります。こういう計画等について議決事件とすることは、先ほどからありましたように、町行政の円滑かつ効果的な執行に重大な影響が生じると、こういうのが第1番目の趣旨でございますが、このどれを議決事件にするかについては、おっしゃったとおり時間が余り足りておりません。今後また詰める必要があるかと思いますが、この計画について、町の行政に重大な支障を生じるという考え方についてはちょっとどうか、いかがなものかというふうな思いがあります。常に住民の意見、国や県の方針、社会情勢などが適切かつ適時に反映されなければならないと町長は述べていらっしゃいますが、その趣旨からも議会への報告や意見聴取を十分に行うばかりではなくて、計画によっては議決を要するというふうなことは、我々も選挙によって町民から選ばれておりますので、議決事件に上げるということは基本的には人が生きるために呼吸をするように、必要かつ自然なことであるというふうに考えます。これは考え方が、その点が1点です。

それからもう一点、町長の方から指摘されております、議決事件の一部を議会の決定に委ねており適正ではないという御指摘でございますが、これはもう御指摘のとおりでこちらの不勉強でございます。ただ、全国の自治体等を見ますと、案外この辺については、私たちも幾つも条文を見ましたけれども、ここまで細かく考えていないという条例がほとんどで、もう少し丁寧に考えなければいけなかったかなということは考えておりますが、その点については

修正すれば足りるのではないかというふうに考えております。

以上のことを一応踏まえまして、以下質問をいたします。

先ほど副町長は、対話の機会を設けると言っておきながらなかなか努力が足りなかったと、反省とおわびを申し上げるというふうにおっしゃいました。反省とおわびを申し上げるというふうなそういう基本的な考え方があれば、この問題については条例全体が違法とかそういうものではありませんので、当然双方の話し合いによって解決できる問題であると私はこういうふうに認識をいたしました。それで、私も再議が出るというそういうお話を聞きまして、基本条例の筆頭の提案者の一人として議長から呼ばれまして、役場に参りまして議長と町長とのやりとりをつぶさに見ておりますけれども、議長としてはこの2点、1点目はまだ議論があるところだろうと思います、どの計画を入れるかとか。我々は入れて当然だろうと思っておりますが、議論のあるところでは、しかし、次の議決事件とするためには、いろんな規則とかそういうものではなくて条例に明記すべきものであるという御指摘は全くそのとおりなので、これについてはこれから議論をして、というのが基本条例の施行日は平成27年4月1日でございます。ですから、まだ期間がございます。その間に詰めて、そして間に3月議会が入りますので、その辺で修正をかけても遅くはないんじゃないかと。再議という方法をとるとどうしても対立的要素が濃くなるので話し合いで解決できないか、再議を取り下げていただきたいと、取り下げはききませんのでできないでいただきたい、そういう要望を再三議長が行った姿も見ております。しかし、再議が出されました。第1点は、以上のようなことにもかかわらず、なぜ再議に踏み切られたのかというのが質問の1点目でございます。

それから、次です。3つございますが2番目に、平成26年5月から、先ほど副町長の説明にもありましたが、議会は本条例に関するすり合わせをたびたび申し込んでおります。頻繁に要請もいたしました。にもかかわらず、副町長が認められたようにすり合わせの時間が十分ではなくて、すり合わせに応じていただいたのは12月の議会以前まで3回にすぎなかったと申し上げます。しかも、話し合いに私も参加しましたが、議会側としては、基本条例の中で町執行機関と議会の関係に関する部分についての意見が欲しいと再三申し上げております。が、どういう意図なのかはよく分かりませんが、執行部は基本条例の必要性、何で今必要かと、それから町民と議会の関係などを何でわざわざ取り上げる必要があるのかとか、そういった議論に終始をして肝心な部分にまではとうとう至りませんでした。町長は、議会基本条例が上程される日の前日になっていろんな問題点を列挙して、12月17日午後、突然13項目から成る質問通告を議会に提出されております。異例のことと申し上げておきます。議長はこれに対して、反問権を試しに行っている、試行していることでもあるし、議論は相互理解の基礎でもあるので、異例ではあるけれどもその通告を受理するという決定をされました。私は基本条例の提案者の筆頭者として答弁の責任を負うたわけですが、私の手元にそれが到達したのは、その明るる日が基本条例がかかるという日の前の午後5時半でございました。普通答弁書の作成については、役場の職員の方はよく御存じですが、1週間以上の準備の期間があるかと思っております。しか

し、私たちは対話のためにこれに応じております。翌18日の議会基本条例に関する質疑応答で特にこの地方自治法第96条第2項に基づく議会基本条例第9条、今再議にかかっている部分については、議会の考え方を相当丁寧に答えたつもりであります。多分、まだ記録が届いておりませんが、私が答えたのは不整な部分、整わない部分です、不整な部分については今後執行部とよく話し合いをして、運用基準で決めていきたいということを申し上げたと思います。しかし、それは先ほど申し上げましたように、それではだめだと、やはり条例に明記しなければいけないと。そこはもう了解をしましたが、相当丁寧に答えたつもりであります。そのときにどうして執行部はこのことに言及がなかったか、言うならば制限列举です。制限列举という原則がありますよということも、そのときに尋ねてしかるべきではなかったかというふうに思います。その言及はないままに再議書の理由としてこの点が上げられてきた。この意図は何かと、2番目の質問です。

3番目です。再議の理由の2項目というのは、先にも述べたとおり、再議に付すまでもなく事前の折衝によって解決可能なものであるという認識を持っております。それをせず修正が比較的簡単な2項目を理由に再議をかけて、基本条例全体を廃案に追い込む意図があるとすれば、それは一地方自治体の政治を預かる者の態度とは言いがたい、残念ながら。この点について、町長の所見を伺いたいと思います。

以上、3点です。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 非常に多岐にわたっている質問であります。当然のことだろうというふうに思います。思いつくままではないですが、お答えをしていきたいと思います。

まず、なぜ再議というような手段をとったかというようなことではありますが、これについては、冒頭町長の方から再議の趣旨説明の中で申し上げたことの繰り返しというような形になるわけでありまして、条例というものが執行前であっても、制定されて公布されると、そのこと自体で影響を与える可能性は非常に高いところがあります。先ほど議員連絡会の中で申し上げたわけなんです、例えば企業誘致をやっているときにその条例が施行されて、他団体と協定なりなんなりを結ぶようなときには議会の議決が要るんだというような話が出てまいりますと、これは企業誘致活動そのものに影響を及ぼしてくるというような事柄があります。したがって、再議の方法で制定そのものについてもう一度熟考しましょうというような形で提案したというようなことでもあります。執行前であるからそれまでに要領なりなんなりをというようなことだろうと思うんですが、そういう部分で済むようなところもありますし、やはり済まないようなところもあるというようなことであるならば、最大限影響が出てくるような事柄については、先に協議、基準、こういったものを済ませた状態で条例の制定に臨むというのが、条例をつくる者の立場からすると正しい態度だろうというところで、再議に付すよりほかに手がなかったということでもあります。

それから、再議で初めて限定列举でというような事柄について出してきたのはなぜかという

ことでありますが、私どもが最終的に発議で出てきた議案書をいただいたのも、先ほど甲斐議員が通告書をいただいたのもぎりぎりだったというふうなお言葉があったのと全く同じでありました。最終的に出てきたのが直前でありましたものですから、最終的なところまで私どもが一つ一つチェックをするには時間がやはりなかったということでもあります。

それから、町長に対する問いであります。こういう形で議会と執行部の間で事柄に対する認識の違うことによって町政を混乱させるのであるとか、こういったことというのをいかなものかというようなことだろうというふうに思います。対立の構図をつくるのはいかなものだろうかというようなことでの御質問かと思いますが、先ほどこの24年の地方自治法の改正のときに自治省が出ております通知文、議論を尽くして議論を尽くして、町と議会の関係はそういうことのために再議という手段も設けてるんだというようなことから出しているところでありまして、対立的な要素があるからということ、対立的な気持ちを持つてるからということではありませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 最後の方で、これを廃案にしてということでありましたけども、先ほど提案理由のところでも申し上げましたように、条例というものは、制定されれば公布した時点からいろんなところに影響が出ていくということでもあります。そういうもので特に議会基本条例につきましては、不都合な点とか運用について後からということではなくて、ずっと一旦決まりますと、現在関係されております議員さん方もそうでありますし、我々執行部の方も人は将来変わっていくとどこでございます。そういう意味からしましても、制定する時点できちんと合意を得て、お互いに尊重されるような条例の方として制定していただきたいという意味で今回の再議をお願いしているところであります。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 2回目であります。まず1点目です。事前にいろんな協議を行って基準等も明確にしておいて条例を出すべきだと、そういうことでしたが、それはそのとおりであるというふうに思います。しかし、何度も申し上げておりますように、このことについては何度も対話を申し込んだにもかかわらず応じてもらえなかった、たった3回であった。こういうことはどうしても事実として残っております。果たして今言われたことがちゃんとした理由になるのかなという疑問を持ちます。

それからもう一点、2番目に申し上げたことでここに今書かれてあるこの再議の理由書に書かれてある事項が、なぜ18日の日の基本条例の定例会議のその席での質疑に出てこなくて、とっておかれたんですか、これは。この再議を出すために。そういうふうにとられても仕方がないような出され方である。もしもお気づきであれば、18日の日に当然出てきておいてしかるべき質問であると、そうすればそのときの質疑が成り立ったはずであると。そのときには何の一言

もこういう発言がなくて、再議書の中にいきなり出てきた。それについて私はまだ疑念が解けません。いかなる意図であるのか。

それから、3番目であります。対立をあおるわけではないと、また廃案に追い込むというふうな気持ちでもないというふうな言われ方でしたけれども、これは再議にかければ3分の2の議決が必要ですし、場合によっては3分の2がそろわなければ廃案になると、そういうものがこの再議である。軽いものではありません。だからこそ、その前に話し合いをしましょうと何度も何度も申し上げて、それは聞かずに出されてきた。議会が対立を求めているんですか。私たちはそんなことはありません。見てください、それこそ中部小の問題ではこれまで歴史的に随分対立的な形をとったそういう時期もありましたが、あとはほとんど議会は執行部の提案をもう100%に近く……。

○議長（大塚 昇君） 甲斐議員に申し上げます。質疑に徹底してください。

○9番（甲斐榮治君） 質疑です、今から質疑です。

そういう背景の中での質疑なんです。今本当に対立とかそういった廃案とかということは考えてないということなのか、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私の答え方が誤解を受けたかと思えますけれども、条例というものは、さっき言いましたけれども完璧な状態ということと、さっきの9条のところを当然この辺が再議をした事由でありますので、ここに付しておるということは、当然前回可決された条例については一旦廃案にさせていただいて、そしてまた3月議会もありますので、その辺の機会まで9条のところを中心に十分に協議して、それがお互いの共通理解の中で、そしてその条文の中に何を議決案件にするかというのをきちんと書き込んで誰が見てもそれは議決案件だということ所で、そういう形でとっていただきたいというように思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 3月議会で、今日の結果がいずれであるにしてもそれは訂正といいますか修正をかけてこれは出すべきものであると、その辺の認識はいたしております、完全な形で出すべきだと。それはよく分かりますが、ただそれよりもこれを、いいですか、今の第9条の2号、3号、これは先ほども申し上げましたが、適正ではないが違法ではない。そして、これが条文の中に残っておっても執行部としては、例えば議会がこれに載っていない計画を議題に取り上げて議決をしてもそれは無効であると言える、そういう状況の条文であります。言うならば、ちゃんとして出すべきだというのはさっきから申し上げておりますし、そのとおりでございますけれども、これがあっても現執行部を即刻縛るようなものにはならない。にもかかわらず、なぜ一旦廃案にする必要があるのか。そこは、一度これはこのまま通しといて、そして後、議会と執行部としっかり話をして、3月の議会ではひよっとしたら片づかないかもしれません、場合によっては。それはそれで話し合いによる解決を目指していくという方法をとるべ

きだというふうには私は思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 繰り返しの御説明ということにしかならないかと思うんですが、2号、3号について、議会があっても違法だから無効であるというようなことをおっしゃいましたが、議会の議決そのものは、これは議決であります。そこで成立すればこれは有効かと思えます。中身が違法であるか違法でないかであるとか、そういったものについては、私どもはこれは認められないというときはまた同じような形で再議で対応していくというようなことになるんじゃないかというふうに思います。

それからもう一点は、違法かもしれない、不適切であるというようなものを条例としてそのまま放っておくというのはいかがなものかという思いはあります。ですから、成文化される、公布をされるということになってきますと、それ以後に成文化され公布をされますとそのことだけで効力が発生していく、影響が出てくる部分がございます。先ほど申し上げましたように、例えば企業誘致活動をやっているときに、菊陽町では企業誘致の協定をやる前に、協定を取り交わす前に議会の議決を得なければならないというような事柄が出てきますと、これは企業誘致をする側の方もこれで遅れていくと、劣位になっていくということになります。それから、企業で進出を考えているところもまだ内面ですとずっと続けていって交渉が妥結するまで、発表できるようになるまでは、議会の議決やら何やらだとかそういうことでもなくて、とにかく内密にやりたいというようなことも大変多ございます。企業の場合は命がけの投資をするわけですので、こういう部分について事前に議会の議決を必要とするというような条文が流れた途端にほかのところへ移っていく可能性というのも否定できないわけですので、これは、やはり成文化する前に正しい姿に、きちんと限定列挙なら限定列挙でやっていくというようなことをとるべきではないかというふうに考えるところであります。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） ただいま副町長がおっしゃいましたのは、ミスリードを誘うような答弁であり看過できません。先ほどの議員連絡会の中でも岩下議員の質問は、この1番目にある計画等議決に加えることの町行政の円滑かつ効果的な執行に重大な影響を与えるとはどれかということに対しても、3号の特殊な例しか答弁されておられません。先日の私どもの産業建設常任委員会でも企業誘致の件で質問がございましたが、副町長が事前に説明をされ、これは相手方もあることですから限定しての答弁しかできませんと、もちろんそれを受けた上で今の現状をお聞きしました。議員は、これに書かれておるから協定の内容を全てさらし出せ、相手方はどうでもいいから決まっているからというような考えは持ってありません。先ほどもお話ししましたけども、これを参考にしていただきました市議会では、運用基準できちっとどれを排除しているか、どれを対象にしているかというのを明確にしております。私どもも今運用基準でなく、甲斐議員からは今後条例でという話ですから、これは私どもの形としてそのように取り組

んでまいります、私どもがこの条文を策定する中で、きちっとそのような運用基準の中でここを決めていくというようなところで進んでまいりました。

そこで、再度お尋ねします。

今のような特殊な例ではございません。この第2号の中で計画等議決事項、主にどれが重大な影響を生じてると考え、この再議に付されたのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 一つ一つが厳格にこういう場合というケーススタディーをつくっているわけではありませんので、おそれがあるというふうなことでしか申し上げられないんですが、よそのところで出ていた事例の中で、地域防災計画というようなものを議決を必要とする計画だというような形で上げておられたところがあります。これは、防災計画の場合、非常に危機管理の問題と直結をしておりますので、非常に適切にタイムリーにその道の専門家の方々と協議をして地域防災計画は立てていく部分でありますので、こういうものを議決案件にしていくのはなじまないのではないかなというふうなことはまず考えられるところであります。

それから、議決案件にするということで、そのことを否定するというふうな捉え方をもし、なさってるんでしたら、そのことが議員各位がこれらの計画をつくる時に中に関与できないというふうな形でお捉えになってるんだったら、それは違うんじゃないかなというふうに思われるところです。この前から後期の基本計画をつくるときに、その策定の過程では当然議員さんたちも中に入っていただき、そして最後の諮問答申の段階では、その審議会の中にも従前から議長、副議長も入ってらっしゃるというふうな形で、つまり最後の議決の段階での関与ではなくて、それ以前の意思決定の政策形成の過程から議員さん方に入っていただければいいかなというふうな態度は持っておりますので、議員さんたちを排除するというような意向からの問題提起ではないということは御理解いただきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 第9条の第2号の計画指針の、今日の再議書の理由のところにあるんですけれども、私の質問は、9条の2号のもともとの基本条例の2項に、前項に掲げる基本計画に基づく町行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画指針（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く）というふうにあるんですけれども、私たちはここまではいいのではないかなというふうに思うんですが、その他これらに類するものに関することで議会が別に必要と定めるものが今回問題になって、今前段の指針のところまではその指針、計画の中身を議会と行政の長がどういうふうにするかを決めればいいのではないかなというふうの一つ思うので、そういう認識でいいのかなとか、3号の菊陽町が他の団体と結ぶ協定等のうち予算を伴うもの及び特に議会が必要と認めるものの、今企業誘致の話があったんですけれども、菊陽町が他の団体と結ぶ協定等のうち、予算を伴うものでオーケーなのかどうか、ここも問題があるのかどうか、この2点についてお

尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） まず、2号のところからありますが、これは議員がおっしゃるとおり、先ほどから計画に基づくというところの前段のところでは議論が終わってたところでありますが、その他これらに類するものに関するところで議会が別に必要と定めるものというような包括委任規定についてこれは問題だということでの話でありますので、こういうところというのはきちんとした規定の仕方でやっていくものだろうということでもあります。それから、第3号のところは予算を伴うもの及び特に議会が必要と認めるものというようなところも全く同じようなところで、どういうケースなのかというのが特定できないというようなことがありますもんですから、こういった特定できない、類推できないような事柄についてまで議決が及ぶということについては非常に問題ではないかというようなところでの御返事でよろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今ので分かるんですけども、私たちの議会基本条例は特に議会が必要と認めるものを入れてますが、これを入れなくて菊陽町が他の団体と結ぶ協定等のうち予算を伴うものであれば中身を列挙しないとだめなのかどうかという質問なんですけど、要するに、及び特に議会が必要と認めるものを省くというのは私も理解してるんですが、予算を伴うもの、これも議会の議決事件の中に項目等入れておかないと分かりにくいという町の考えなのかどうかをお尋ねしてるんですが。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） このところは、議決案件に掲げるものについては限定列举でこういうことだということを明確にしていくべきものだろうというふうに考えます。

（16番小林久美子君「分かりました」の声あり）

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） それでは、お尋ねいたします。

この基本条例は3年半かかって、委員長、活性化委員長、副委員長が立派なものを出してでき上がってきたんですけども、5月16日に第1回の申入れをしております。私はそのとき用でできなくて7月に参加したんですけども、そのときに文面がおかしいところは赤鉛筆で印をして足らざることを補っていただきたい、会議がなかなか進まないのとそういうふうに私は申しましたけれども、一切ありません。今回初めてです。議案をもらったのが当日だからというけれども、5月16日には上げてるんですよ。修正は会派と反問権の問題とか、それともう一つが政務調査費を幾らにするとか二、三問だったんです、最終的な調整は。最初に5月16日に上げとっとです。それを当日もらったとは言いわけにしか言いません。十分に議論を重



ねる、熟議を重ねるとおっしゃいます。本当に熟議を重ねるのか、議長がこれを出さずに、何と今まで話し合いをしましょうと……。

○議長（大塚 昇君） 質問に移ってください。

○17番（梅田清明君） 質問ですたい。

○議長（大塚 昇君） 何を質問するかを説いてください。

○17番（梅田清明君） だから、そういったことを申し入れとるのに、何でこの再議を今出すのかと尋ねよってです。どうぞ。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 再議に出すというところが直前になってきた、あるいは議員発議にのこのころに対して質問の通告が遅れたというのは、私どもが直接的にいただいたのは直前であったということでこの前お答えをしているとおりです。

それから、5月に申入れがあってその後2回しか行われていないということは、これは事実であります。私どもは、一般的にこういう話のすり合わせをするときはきちんとした土俵をつくります。こういう場所で私たちは話をするんですよというのをつくっていくというふうに、やはりこういうことをやっていくときはやっていきます。その土俵をつくろうかというような話でずっと来てるというふうなのが私の認識であります。先般甲斐議員の方が発議のときに御説明いただきましたけれども、これだけやったじゃないかというようなことだったんですが、私どもの認識は、このことのこういうことの類いには土俵をつくっていく、議論のフレームワークをつくっていく、そのことから入っていくべきだというようなことで考えておりましたので、結果的にすり合わせがうまくできなかったということだろうというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） すり合わせができなかったと、7月の時点でこれは、最初の5月16日でもやってあるけん、7月の時点で私はこれを見ながら言ったんですよ、先さん進まんけんが。それを何で当日もらったって言う。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君に申し上げます。

再議の件について質問をしてください。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すみません。3回目でもう一点だけ。

今回、再議は全体の議会基本条例の制定についての第9条部分だと思うんですけども、ということはほかの部分についてはこれでもう通ってるわけですけど、これで了解をしているというふうに捉えていいんでしょうか。

了解っていうのはおかしい。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 再議に付す場合については、再議の場所を明確にしなければならないということで、第9条について再議のお願いをしてるところであります。しかし、再議の結果については、全部について及ぶということになっております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

石原武義君。

○8番（石原武義君） 重複するところもありますけども、議会基本条例に対する執行部の基本的なスタンスがどこにあるんだろうかと思って疑問に思ってるんですね。というのは、議会基本条例において執行部とどうしてもかかわり合いが出てくる、議決事項なんかまさしくそのとおりです。その上、こうあるからこれは執行部と話して、すり合わせてどういう表現にしようとかいろいろ問題があったから、執行部にこういう面は一緒に協議をして、そして条文を決めましょうというようなことで何回も申入れがあったと思いますけども、執行部の方からは、何月何日にこういう問題で話しましょうというのは一度もなかったと私は聞いているんですよ。なぜそういう態度に出られたのか、つまり議会基本条例に対する基本的なスタンス、その辺がどうも、はっきり言えば、なくてもいいのに何でこういうふうにつくらんといかんのかというような、思います。

○議長（大塚 昇君） 石原議員、申し上げます。

再議の件についてのみ質問をしていただきたいと思います。先ほど全協でも連絡会等々で話しておりますので、この議場では、本会議では再議の件のみに質問をしていただきたいと思います。

○8番（石原武義君） じゃあ、また後でします。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 発議第5号につきましては、提案理由、内容は十分理解をしたところありますけど、副町長が冒頭から熟議を重ねるとおっしゃってますけど、先ほど熟議を重ねる方法とか土俵をつくるとかそういうのは理解しましたけど、もうちょっと具体的に熟議を重ねていく上で方法とか姿勢とか、そういうのがありましたらお聞きをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） 熟議を重ねるといふ総務省の通知文はそのように書いてありますが、具体的に熟議を重ねる方法までは書いておりませんので、これは御相談をしながら熟議の方法についてまた共通認識をつくってやっていくというようなことになるかと思っております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 私は、議会基本条例再議に当たっての反対の立場で討論をいたします。

今回の再議には12月の定例議会において議員発議で提案され、賛成多数で可決され議会基本条例についてであります。そのときも私は意見を言いました。やはり、執行部と議員がすり合わせがなぜできなかったのか、お話をすれば執行部の方が悪いような言い方を私は認識を今いたしました。ただ、3月まで間に合うということであればわざわざ早目に出す必要はなかったんじゃないかなと、そう思っておるんです。第7条、第8条、第9条についてであります、第7条は、町長は政策提案をする場合は議会に重要な事項の説明をしなければならないとある。第8条は、町長は議会に分かりやすい予算の説明資料を出さなければならないとある。9条は、議員の最大の権限である議決の項目に総合計画とそのほか重要な町の計画を議決事項としている。第7条、8条については、町長の意見のすり合わせが十分出されてなされることである。第9条については、町長の権限に踏み込む内容であり議会内容でも十分に検討し、そして町長と協議すべきである。十分な検討協議が残っていると思うので、反対をいたします。今回の再議にかかわっての第9条であるが、そのほかの分についても十分検討、協議をする必要があります。

これをもって私の反対討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） それでは、再議書で出てまいりました菊陽町の議会基本条例を前回の議決どおりそれに賛成する立場で討議をしたいと思えます。なお、ひょっとしたら少しお前長くしゃべる過ぎると怒られるかもしれませんが、非常に大切な問題です。これは議会が本当に自立して判断できるかどうか、その辺の境目にかかっているような問題ですので、少し時間を頂戴します。

今の音は何ですか。

（「何でもありません」の声あり）

決して不理解で、あるいは対立的な感情で物事を申し上げているわけでないということも理解をしていただきたいので、法にも基づいて見解を述べたいと思えます。

平成26年12月18日に可決された菊陽町議会基本条例は、いまだ施行前であります。施行は平成27年4月1日です。したがって、整わない事項、不整の事項については3月議会前までに対話または折衝によって解決できる。再議の理由とされたこの2事項はその種の問題であるというふうには認識をいたします。

この2事項については、先ほども少しは申し上げましたが再度申し上げます。

まず、各種の計画を議決事件とすることは町政の円滑な運営について差しさわりとなる可能性があるということについてですけれども、それは当然執行部との話し合いで今後詰めていく

べき問題で、先ほど出ました契約とかそういったことについて、まだ意思形成途上にあるそういったものを議決事件にするなどということは、議会としては当然ないと考えられて結構だと思います。しかし、町民の福祉に関係する大事な計画等については、当然執行部と話し合った後、議決事項に加えていくという方向をとるべきであろうというふうに考えております。

この計画を議決事件にできるという根拠でございますが、平成24年5月1日付、総行第68号の総務省自治行政局行政課長からの通知で法第96条第2項の規定に基づき、条例により議会の決すべきものとする事ができる事項については、法令が明瞭に長、これは本町でいえば町長ですが、長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されていることを留意事項としてしているところであります。要するに、越権した議決はできないということ、簡単に申せば、こういうふうにされております。この上記の通知の中で、地方自治法第96条第2項に基づき、法定受託事務を議決事件とする考え方の中で、法第96条第2項の規定に基づき、条例により議会の決すべきものとする事ができる事項は次の3つの事務以外の事務と考えるとしております。ということは、今から申し上げる事務については議会の議決権は絶対に及ばないという例でございます……

(13番川俣鐵也君「賛成討論だから、そういう内容はおかしいんじゃないか」の声あり)

根拠を述べてるわけです。

(「今まで議論はしてとるわけじゃから今回の条例について」「あなた何ば言っとるん」の声あり)

発言は許可を受けてからしてください。

○議長(大塚昇君) 川俣議員、賛成討論ですので、討論の根拠を示していますので静かにしてください。

○9番(甲斐榮治君) 続けますよ。

だから、議会が議決事項に加えてはいけないものはどういうものがあるかと、これは本当に共通理解しておく必要があると思うので申し上げておるんです。

少し省略します。1番目は、地方公共団体に執行が義務づけられている事務、そして執行について改めて団体としての判断の余地がなく、いわば機械的に行わなければならないもの、これは、公示、公告、表示、掲示、縦覧、情報開示、公表、通報、送付、送達、届出、経由事務、受理、帳簿作成、調製、記入、記録、登録、抹消、交付、保管、保存、以上は議決事件にできません。

それから2番目に、1、今の事務以外であっても専ら長の権限に属すると解されるもの、これは9つ通知の中では列記されております。短くせえということもありましたので、それは省略をいたしますが、専ら長の権限に属すると、そのことについては議会の議決権は及ばない。

それから3番目に、国家の安全、外交その他国家の存立に直接かかわるもの、緊急時または

切迫している状況における国民の生命、身体、財産等の保護に関するもの、これも議決事件にはなりません。

したがって、この前の副町長の答弁では除外されているからといって許されるわけではないということがありましたけれども、そうではなくて地方自治法が改正されている精神というのは、二元代表制、それから地方自治の権限拡大、こういったことを踏まえて、できるだけ議会の議決事項も増やそうと、ただしそれには制限がついてますよと、これが制限列举です。そういう精神ですので、この法定計画等については策定可能であるというふうに考えます。行財政改革とか総合基本計画、住生活基本計画あるいは防災基本計画、地域福祉計画、職業安定計画、市町村マスタープラン、景観計画、地域保健医療計画等については議決事件とし得るものです。ただ、これはやはり執行部との詰めが必要であるというふうに考えます。

以上のとおりなので、諸計画、指針を議決事件にできるということは、私は争いのないところではないかというふうに思います。

あとの件についてですが、指摘された基本条例の第9条の2項、これは適正ではないが違法性はありません。もちろん完全な状態で持ってくるべきだという意見は了解をいたします。ただしこれは、今から議論を重ねて3月の議会で修正をかければそれで済むことであります。または、これから検討をして各個に記さなければならないということは条例に示せばいいわけですから、この基本条例の中の第9条を、議決事件については特に2号、3号ですが、条例によって別個に定めるという条文にするという可能性もあります。こういう可能性を持つての現在のことであります。ですから、一部の瑕疵、傷ですね、一部の不足なものをもって全体を否定するというのは私は反対でございます。この再議権というのも地方自治法に許された長の権限でありますけれども、これも多用されますと、これは議会の機能自体がなくなっていくという方向になるのではないかという危惧を持っております。ですから、これは現在の、この前18日に可決されました議会基本条例についてはこのまま成立をさせて、以後その修正を図っていくという意味で、18日議決の議会基本条例については賛成をいたしたいと思っております。議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 発議第5号の菊陽町議会基本条例の制定について、私は町執行部が出されている再議に照らして再検討すべきだという立場で討論を行います。

議会活性化委員会を中心に検討進めてきた結果、私も議会運営委員会の副委員長として賛成、提案をしたものです。非常に責任を重く感じています。しかし、今回町長の方から再議書が提出されましたので、もう一度私自身もいろいろ文献を取り寄せたり、ほかの市の資料を取り寄せたりということで自分自身再検討を行いました。結論としては、第9条の第2号と第3号なんですけれども、これは法的に問題があるのかなということでもいろいろ調べましたけれど

も、違法ではないと、ただ適正ではないということで、かなり議会の議決案件というのは非常にやはり重い内容であるのだというふうに理解しましたし、条例規定は、やはり事件の具体性が必要ではないかということを変更して認識したところです。その内容をどういうふうにするかについては、まだ私たち菊陽町議会と行政の方が一致してはおりませんので、ほかの市では行政改革大綱とか総合保健福祉計画とか都市のマスタープランとか、そういうのを議決事件に上げているところがありますので、そういうようなことをしっかりと審議して、またやはり私たち議員は住民の福祉の向上が一番の目的でしてはいるわけですので、そういうのに照らしてどうかっていうことで議論をしていかなければいけないんじゃないかというふうに考えています。行政の長と議会双方の真摯な議論が、今回全体としては今の議論を聞かれても皆さんもお分かりのように、やっぱり不十分だったのではないかというふうに思います。住民の意思により定められるべきであるということで私たち議員ももっと真摯にしっかりと検討をして行政と話し合いをしないといけないのではないかというふうに私自身は考えています。町長も先ほど、定例議会の前の事前の話し合いの中では、3月議会まで議決事件をどうするか十分検討しながら相互理解を深めていくという言葉がありましたので、私はこの第9条第2号と第3号について今回再検討すべきだと考えて、この見直しを行うべきではないかということ述べて討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

吉山哲也君。

○5番（吉山哲也君） 今までいろんな質疑、討論がっております。

私は、今回の発議理由に対して妥当性を欠くものという立場から前日基本条例が制定されましたけど、そちらの賛成の方ということで討論を行いたいと思います。

簡単に申し上げます。

1つ目、今回の発議理由にあります1点目、2点目、これは地方自治法の96条の1項、2項から来ているものと思いますが、先ほど甲斐議員からもありましたように、総務省の通知で議決権の対象となることについては事細かに通知がっております。そういうところから、この発議理由の1点目、ここについては妥当ではないというふうに考えます。

また、第2点目の96条2項の議決事件を追加する際は、条例で事件名を個別列挙する必要があるというふうになっておりますけども、どうしても自治法の96条以降、ここを読んでいくとそこまで個別列挙という時点では当てはまるかもしれませんが、個別具体的な事件名までを求めているものではないというふうに考えます。ちなみにこれは総務省の資料ですけども、熊本県の熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例っていうのがあります。これを読み上げますけども、これの1項で、県行政全般に係る基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その目標のための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に定める計画。2、県行政の各分野における基本的な考え方を示すとともに目標を設定し、そ

の達成のための施策、事業その他の手法を体系的に定める計画（特定の地域を対象とするものを除く）であって、計画期間が5年以上であるものというような条文になっております。これには具体的な事件名までは規定をされてないというようなことを申し添えて、私の今回の発議理由に対する妥当性のないものというところからの討論といたしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この際、申し上げます。

本件については、先の議決のとおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定により出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。

発議第5号菊陽町議会基本条例の制定の再議の件について、先の18日最終日の議決のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

もう一度申し上げます。

発議第5号菊陽町議会基本条例の制定の再議の件について、先の18日最終日の議決のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） ただいまの起立者は10人であり、所定数に達しません。したがって、発議第5号は12月18日の議決のとおり決定することは否決されました。

これで平成26年第1回菊陽町臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時2分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 小林 久美子

菊陽町議会議員 梅田 清明

菊陽町議会会議録  
平成26年第1回12月臨時会

平成26年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919